

ようごしゅう せいご ねんど ねんど ふくし かん ちょうさ  
用語集 (令和4年度 (2022年度) 福祉に関するアンケート調査)

## あ～お

いりょうがたじどうはったつしえん  
医療型児童発達支援

ちいき しょう じどう つうしょ ちじょうせいかつ きほんてきどうさ しどう じかつ ひつよう ちしき ぎのう  
地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の  
ふよ しゅうだんせいかつ てきおう くんれん あ ちりょう おこ  
付与または集団生活への適応のための訓練に併せて治療を行うサービス

いりょうがたじどうにゆうしょしせつ  
医療型児童入所施設

しょう じどう にゆうしょ ほご ちじょうせいかつ しどう じかつ ひつよう ちしき ぎのう ふよ あわ  
障がいのある児童を入所させて、保護・日常生活の指導および自活に必要な知識や技能の付与に併せて  
ちりょう おこな しせつ  
治療を行う施設

いりょうてき  
医療的ケア

じんこうききゅうき しょう ちじょうせいかつ いとな いりょう よう じょうたい かた たい いし かんごし  
人工呼吸器を使用するなど、日常生活を営むために医療を要する状態にある方に対して、医師や看護師のほか、  
ほごしや おこな きゅういん けいかんえいよう にちじょうてき いりょう かん  
保護者などが行う、たんの吸引や経管栄養などの日常的な医療に関するケア

## か～こ

きょたくかいご  
居宅介護 (ホームヘルプ)

じたく にゆうよく はい しょくじ かいごとう おこな  
自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います

きょたくほうもんがたじどうはったつしえん  
居宅訪問型児童発達支援

じどうはったつしえん いりょうがたじどうはったつしえんとう う がいしゅつ いちじる こんなん こ きょたく  
児童発達支援や医療型児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な子どもの居宅を  
ほうもん にちじょうてき どうさ しどう くんれんとう おこな  
訪問し、日常的な動作の指導、訓練等を行います

きょうどうせいかつえんじょ  
共同生活援助 (グループホーム)

ちいき きょうどうせいかつ ば そうだん にちじょうせいかつじょう えんじょ にゆうよく はい しょくじ かいごとう  
地域の共同生活の場における相談や日常生活上の援助または入浴・排せつ・食事の介護等のサービス

ケアマネジャー

かいごほけんせいど じっし ゆうしかくしゃ ようしえん ようかいごにんてい う かた そうだん おう  
介護保険制度において、ケアマネジメントを実施する有資格者で、要支援・要介護認定を受けた方からの相談に応じ、  
かいご さくせい じぎょうしゃとう れんらくちょうせい おこな かいごしえんせんもんいん  
介護サービスのケアプランを作成し、サービス事業者等との連絡調整を行う介護支援専門員

けいかくそうだんしえん  
計画相談支援

しょうがいしやそうごうしえんほう りょうしえんおよ けいぞく しえん  
障害者総合支援法において、サービス利用支援及び継続サービス支援のことをいう

こうじのうきのうしょう  
高次脳機能障がい

びょうき こうつうじこ おも のう そんしょう こういしょう しょう きおくしょう ちゅういしょう しゃかいてき  
病気や交通事故など、主に脳の損傷により後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的  
こうどうしょう にんちしょう  
行動障がいなどの認知障がいのこと

こうどうえんご  
行動援護

ひとり こうどう こんなん つね かいご ひつよう かた たい がいしゅつじ いどう しえん きげんかいひ えんご  
一人での行動が困難で常に介護を必要とする方に対する外出時の移動の支援や危険回避のための援護のサービス

## さ〜そ

### 施設入所支援

施設に入所する障がいのある方に対する主に夜間における入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援などのサービス

### 児童発達支援

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練などのサービス

### 重度障害者等包括支援

介護の必要度がとても高い方に対する居宅介護等の障がい福祉サービスの包括的な支援のサービス

### 重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービス

### 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がいのある方に対する生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援などのサービス

### 就労継続支援A型

企業等に就労することが困難な障がいのある方に対する雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などのサービス

### 就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある方に対する生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などのサービス

### 就労定着支援

就労移行支援等を利用し一般就労へ移行した方について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問等による必要な連絡調整や指導・助言を行うサービス

### 障害支援区分

障害福祉サービスの必要性を明らかにするために障がい者等の心身の状態を総合的に示すものとして定められた「障害程度区分」と平成26年(2014年)4月に改められた障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分

## しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援

じどうふくしほう もと しょうがいじそうだんしえん しょうがいじえんりようえんじよおよ けいぞくしょうがいじえんりようえんじよ  
児童福祉法に基づく障害児相談支援で、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助があります。

しょうがいじえんりようえんじよ 障害児支援利用援助	しょうがいじつうしよしえん しんせい かか しきゅうけつていまえ しょうがいじえんりようけいかくあん さくせい 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。
けいぞくしょうがいじえんりようえんじよ 継続障害児支援利用援助	しきゅうけつてい どう りようじようきよう けんしよう おこな 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

## じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練（機能訓練）

しんたいしやう かた なんびやう わずら かた たい りがくりやうほう さぎやうりやうほう た ひつやう  
身体障がいのある方または難病を患っている方などに対する理学療法、作業療法その他の必要な  
りべりてーしょん、せいかつとう かん そうだん じよげんとう おこな  
リハビリテーション、生活等に関する相談および助言等を行うサービス

## じりつくんれん せいかつくんれん 自立訓練（生活訓練）

ちてきしやう せいしんしやう かた たい にゆうよく はい しょくじとう かん じりつ にちじようせいかつ  
知的障がいまたは精神障がいのある方に対する入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を  
いとな ひつやう くんれん せいかつとう かん そうだん じよげんとう おこな  
営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言等を行うサービス

## じりつせいかつえんじよ 自立生活援助

しょうがいしやえんしせつ とう ぐ いこう きぼう かた ていきでき じゅんかいほうもん ずいじ たいおう  
障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する方に、定期的な巡回訪問や随時の対応  
えんかつ ちいきせいかつ む そうだん じよげんとう  
により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス

## しんたいしやうがいしやてちやう 身体障害者手帳

しんたいしやふくしほう さだ しょう ていど がいとう みと かた しんせい もと こうふ てちやう  
身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた方の申請に基づいて交付される手帳

## せいかつかいご 生活介護

おも にちちゆう しょうがいしやえんしせつ かいご そうさくてきかつどう ていきやう  
主に日中に障害者支援施設などで介護サービスや、創作的活動を提供するサービス

## せいしんしやうがいしやほけんふくしてちやう 精神障害者保健福祉手帳

せいしんしやう けいぞくてき にちじようせいかつ しやかいせいかつ せいやく かた ほんにん しんせい もと  
精神障がいのため継続的に日常生活または社会生活への制約がある方で、本人の申請に基づいて  
こうふ てちやう  
交付される手帳

## せいねんこうけんせいど 成年後見制度

にんちしやう ちてきしやう かた せいしんしやう はつたつしやう ふく かた ほんだんのうりよく じゆうぶん  
認知症や知的障がいのある方、精神障がい（発達障がいを含む。）のある方など判断能力が十分でない  
かた ざいさんかんり よちよきん かんり いさんぶんかつ ざいさん かん しんじようかんご かいご ふくし りやう  
方が、財産管理（預貯金の管理、遺産分割など財産に関する）や身上監護（介護・福祉サービスの利用や  
いりやう ふくしせつ にゆうたいしよ せいかつ かん けいやく ほうりつこうい おこな ほんにん いし  
医療・福祉施設の入退所などの生活に関する）について契約などの法律行為を行うときに、本人の意思  
をできる限り尊重しながら権利と財産を守り支援する制度

た〜と

## たんきにゆうしよ 短期入所（ショートステイ）

かいご かた びやうきとう いちじてき かいご う とき しせつ たんきかんにゆうしよ  
介護している方の病気等のため一時的に介護を受けることができない時に、施設に短期間入所するサービス

## ちいきいこうしえん 地域移行支援

しょうがいしゃしえんしせつ せいしんかびょういん ほごしせつ きょうせいしせつとう たいしょ しょう かた じどうふくししせつ りょう  
障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がいのある方、児童福祉施設を利用  
する18歳以上の方等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、  
じゅうきょ かくほ かんけいきかん ちょうせいとう おこな  
住居の確保、関係機関との調整等を行います

## ちいきていちゃくしえん 地域定着支援

きょたく たんしん せいかつ しょう かたとう たいしょう じょうじ れんらくたいせい かくほ きんきゅうじ ひつよう  
居室において単身で生活している障がいのある方等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要  
な支援を行います

## ちいきほうかつしえん 地域包括支援センター

ちいきじゅうみん しんしん けんこうほじ せいかつ あんてい えんじょ おこな ほけんいりょう こうじょう ふくし ぞうしん ほうかつ  
地域住民の心身の健康保持や生活の安定のための援助を行い、保健医療の向上や福祉の増進を包括  
てき しえん しせつ そうごうそうだん けんりょうご かいごぼう そうごうてき おこな ちいき こうれいしゃとう しえん  
的に支援する施設であり、総合相談、権利擁護、介護予防イベントなどを総合的に行う、地域の高齢者等を支援  
する中核機関  
ちゅうかくきかん

## でんしゃ じょうしゃりょうきん じよせい 電車・バス乗車料金の助成

しょう かた がいしゅつ しえん しゃかいかつどう さんか そくしん はか はこだて しえいでんしゃ りょうきん  
障がいのある方の外出を支援し、社会活動への参加の促進を図るための、函館バスと市営電車の料金の  
いちぶじよせい  
一部助成

## どうこうえんご 同行援護

しかく しょう かた たい がいしゅつじ しえん がいしゅつさき ひつよう しかくてきじょうほう だいひつだいでく ふく  
視覚に障がいのある方に対する外出時の支援や外出先において必要な視覚的情報（代筆代読を含む）  
しえん  
を支援するサービス

## とくていしつかんいりょうじゅきゅうしゃしょう 特定疾患医療受給者証

くに してい なんびょう りかん たいしょうしゃ ほけんじょ しんせい にんてい う はっこう じゅきゅうしゃしょう  
国が指定する難病に罹患した対象者が、保健所へ申請し認定を受けることで発行される受給者証で、  
いりょうひ じよせい う  
医療費の助成を受けられる

## とくべつしえんがっこう 特別支援学校

しかく ちょうかく ちてきしょう しゃ したいふじゅうしゃ きょじやくしゃ たい ようちえん しょうがっこう ちゅうがっこう こうとう  
視覚・聴覚・知的障がい者、肢体不自由者または虚弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等  
がっこう じゅん きょういく おこな しょう がくしゅうじょう せいかつじょう こんなん こくふく じりつ はか  
学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図る  
ひつよう ちしきぎのう さず もくてき がっこう  
ために必要な知識技能を授けることを目的とした学校

## な～の

### なんびょう 難病

げんいんふめい ちりょうほうしんみかくりつ こういしょう のこ すく しつぺい けいか まんせい たん けいざいてき  
原因不明、治療方針未確立で後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、単に経済的  
もんだい かいごとう いちじる ひとで よう かぞく ふたん おも せいしんてき ふたん おお しつぺい  
な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担が大きい疾病

### にちじょうせいかつようぐ 日常生活用具

じゅうど しょう かた にちじょうせいかつ おこな ひつよう ようぐ でんどう にゅうよくほじょうようぐとう  
重度の障がいのある方などが日常生活を行うために必要な用具（電動ベッド、入浴補助用具等）

## は～ほ

### 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの

### 福祉型児童入所施設

障がいのある児童を入所させて、保護・日常生活の指導および自活に必要な知識や技能の付与を行う施設

### 保育所等訪問

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービス

### 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対する放課後や夏休み等の長期休暇中における生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するサービス

### 補装具

身体の障がいを補うための用具（車いす、補聴器など）

## ま～も

### 民生委員・児童委員

民生委員は、暮らしやすい地域づくりを応援するため、国から委嘱されて活動しているボランティアで児童福祉法による児童委員も兼ねている

## ら～ろ

### 療育手帳

知的障がいがあると判定された方に対して交付される手帳

### 療養介護

病院などの施設において、機能訓練や療養上の管理・看護・介護・日常生活上の援助を行うサービス